

第 4 次食育推進計画について

1 策定の目的

食の大切さを理解し、食に対する感謝の気持ちを深め、心身の健康と豊かな人間性の育成を通じて、本市が目指す「スーパースマートシティ」の実現に向け、その原動力となる「人づくり」を推進するとともに、自然に健康になれる食環境づくりや、「新たな日常」に対応した食育の推進、食品ロスの削減など、食を巡る新たな課題に対応するため、令和 3 年度で計画期間が終了する現行の計画を改定し、新たに計画を策定した。

2 計画の位置付け等

(1) 計画の位置付け

- ・ 「食育基本法」第 18 条に基づき、国及び県の計画と整合を図りながら策定する市町村計画
- ・ 「第 6 次宇都宮市総合計画」に基づき、食育の実践の推進を図るための個別計画
- ・ SDG s の達成に貢献するもの

(2) 関連する計画との連携

本市の健康づくり推進計画である「健康うつのみや 21」との連携を図る。

(3) SDG s 目標達成への貢献

本計画を着実に推進することにより、SDG s の目標達成に貢献し、持続可能なまちを目指す。



3 計画の期間

令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間

4 策定経過

令和 3 年 8 月～ 宇都宮市食育推進会議（計 3 回開催）
 令和 4 年 1 月 パブリックコメントの実施
 3 月 計画策定

5 計画の内容・特徴

(1) 内容

「第 4 次宇都宮市食育推進計画」【概要版】・・・[参考 2](#)

(2) 特徴

ア 自然に健康になれる食環境づくりの推進

基本目標の第一に食を通じた健康づくりを掲げる中で栄養を取り上げ、特に減塩や野菜摂取の促進について、食品の製造・販売事業者等と連携して、健康づくりに関心がない市民においても自然に（無意識に）健康に配慮された食が選択される環境づくりに取り組む。

イ 「新たな日常」とそれに対応するデジタル技術を活用した食育の推進

「新たな日常」とそれに対応する食育を推進するため、ICTを活用した非対面・非接触型の取組を対象事業に取り入れ、その結果や効果の検証・評価を行うなど、デジタル技術の活用を図る。

- ・ 食の情報提供における動画配信
- ・ 食育フェアなどのイベントでのリアルタイム配信
- ・ オンライン出前講座や講習会の開催

「新たな日常」とは、3密（密接、密閉、密集）回避、マスク着用などの基本的な感染防止対策に加え、オンライン、テレワークなどのデジタル技術の活用を図りながら、必要な社会経済活動を行っていく日常である。

ウ ライフステージに応じた取組の推進

生涯を通じて食育を総合的に推進するため、食に関する課題が異なる世代ごとに6つのライフステージに分け、世代ごとに特徴的な取組・コンテンツを対象事業に取り入れ、事業の結果や効果の検証・評価を行いながら、世代間の重点化・焦点化を図るとともに、生涯を通じた望ましい食習慣の維持と健康の増進を促進する。

【乳幼児期】	望ましい食習慣や生活リズムの基礎を築く時期 ⇒ 乳幼児と保護者を対象とした朝食の摂取や早寝早起きなどの基本的な生活習慣の形成、食べることの楽しさを育むための講座や調理実習などの取組を実施
【小学校期】	食の大切さを学び、望ましい食習慣や生活リズムを定着させる時期 ⇒ 食物の生産や食文化への関心を促すとともに、栄養摂取の必要性を理解し、「毎食」食べることを定着させるための学習や体験活動などの取組を実施
【中学・高校期】	望ましい食習慣や生活リズムを自己管理して維持する時期 ⇒ 栄養バランスの重要性を理解し自ら健康を意識して「毎食」食べることを実践させるとともに、食品の製造・流通や伝統料理等への関心を深めるための学習や体験活動などの取組を実施
【青年期】 (18歳～39歳)	食を楽しみながら、健全な食生活を送り、体力の維持・向上に努める時期 ⇒ 食を通じたコミュニケーションを促進するとともに、食塩や野菜摂取の目標量などを含め、自分や家族に合った食事量を理解し欠食せずしっかり食べることを実践させるための講座やグループワーク、調理実習などの取組を実施
【壮年期】 (40歳～64歳)	食を楽しみながら、健全な食生活を送り、健康の維持・増進に努める時期 ⇒ 働く世代を対象とした減塩や野菜摂取促進など生活習慣病を予防するための栄養指導や講座、グループワーク、調理実習などの取組を実施
【高齢期】 (65歳以上)	食を楽しみながら、個々の状態に応じて生活の質の維持・向上を図るとともに、食の知恵を次代に伝える時期 ⇒ 高齢者のフレイル予防に向けた低栄養予防や筋力維持のための教室や食文化を継承するための調理実習などの取組を実施

第 4 次宇都宮市食育推進計画 概要版

第 1 章 計画の策定について

■ 計画策定の趣旨

食の大切さを理解し、食に対する感謝の気持ちを深め、心身の健康と豊かな人間性の育成を通じて、本市が目指す「スマートシティ」の実現に向け、その原動力となる「人づくり」を推進するとともに、自然に健康になれる食環境づくりや、「新たな日常」に対応した食育の推進、食品ロスの削減など、食を巡る新たな課題に対応するため、新たに計画を策定する。

■ 計画の位置づけ

- 「食育基本法」第 18 条に基づき、国及び県の計画と整合を図りながら策定する市町村計画
- 「第 6 次宇都宮市総合計画」に基づき、食育の実践の推進を図るための個別計画
- SDGs の達成に貢献するもの

■ 計画の期間 令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間

■ 国・県の動向

◆ 国の食育推進基本計画（令和 3 年 3 月）の重点事項（抄）

- 子供の基本的な生活習慣の形成
- 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- 食と環境の調和（食品ロス削減等）
- 農林水産業や農山漁村を支える多様な主体とのつながりの深化
- 新しい広がりやを創出するデジタル化に対応した食育推進

※ SDGs の観点から相互に連携して総合的に推進

◆ 県の食育推進計画（令和 3 年 3 月）の基本目標（抄）

- 学校、保育所等における家庭・地域と連携した食育の充実
- 食料生産・流通等に関わる人々の活動への理解促進
- 食べ物を大切に作る心の醸成
- 正しい食生活に向けた環境整備
- ライフステージに応じた栄養摂取の推進
- 食の安全性に関する信頼の確保

■ 第 3 次計画の評価と課題

◆ 平成 29 年度から令和元年度までは、8 つの基本施策全てにおいて、順調若しくは概ね順調に実施できたが、その結果においては、健全な食生活や栄養バランス、共食などで目標に達しない状況が見受けられる。

⇒ 計画に掲げた目標を達成するため、構成事業の重点化・焦点化を図り、より効果的に事業を実施することが必要

◆ 令和 2 年度においては、「家庭における食育の推進」と「食文化の継承」の 2 つの基本施策において、新型コロナウイルス感染症の影響で個別相談や講座などが実施できなかった。

⇒ 「新たな日常」の中で非対面・非接触型の事業が重要であり、ICT やデジタル技術の活用が必要

◆ 食育の推進に当たっては、「生涯にわたる栄養バランスのとれた食生活の維持」を基本としつつ、今後は、食の循環や環境への理解促進のため、「地場農産物の活用や食品の廃棄」へ意識を向けてもらうことが、更に重要になっている。

⇒ ライフステージに応じた取組を推進するとともに、持続可能な食の循環を図るため、市民一人ひとりの行動変容につながる取組を実施していくことが必要

第 2 章 食育の現状と課題

1 食育をめぐる本市の状況

◆ 本市の状況

(1) 少子・超高齢社会の進行 (人)

区分	H 2 8	R 2	増減
6 5 歳以上	121, 282	131, 098	9, 816
6 4 歳以下	322, 259	315, 407	▲6, 852
1 5 歳以下	77, 541	73, 891	▲3, 650
総人口	521, 082	520, 396	▲686

(2) 単身世帯の増加（国勢調査結果より） (世帯)

区分	H 2 7	R 2	増減
単身世帯	73, 337	89, 232	15, 895

- ⇒ 1 5 歳以下人口の減少や老年人口（6 5 歳以上）の増加など、少子・超高齢社会が進行するとともに、単身世帯や共働き世帯が増加している。
- ⇒ 単身世帯や共働き世帯は、孤食の機会や、中食・外食の利用が多くなる傾向があることから、これらの世帯の増加は中食を利用している人の割合の増加との関係性が強い。
- ⇒ 中食・外食、フードデリバリーサービスの利用者の増加は、食品の製造・販売の拡大につながり、食べ残しやまだ食べられる食品の売れ残りなど食品ロスの発生につながりやすい傾向にある。

(3) 共働き世帯の増加 (世帯)

区分	H 2 8	R 元	増減
共働き世帯(※)	1, 129 万	1, 245 万	116 万

※ 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）（年平均）」より

(4) 中食を利用している人の増加 (割合)

区分	H 2 8	R 2	増減
中食を利用している人(※)	81.0%	84.9%	3.9%

※ 宇都宮市「食育に関する意識調査報告書」より

2 意識調査の結果から見る食育の現状と課題

◆ 意識調査結果等

区分	H 2 8	R 2	R 2 国(※3)
日頃から塩分を減らすための取組をしている人	30.3%(※1)	34.4% ☺	—
1 日に必要な野菜摂取量を食べている人	62.0%(※1)	64.4%	—
朝食を毎日食べる子ども（小学 6 年生）	95.2%(※2)	89.4%	—
朝食を毎日食べる若い世代（20・30 歳代）	69.8%	63.9%	68.3%
ゆっくりとよく噛んで食べる人	31.1%	41.0% ☺	47.3%
主食・主菜・副菜を 1 日 2 回以上そろえて食べる人（20・30 歳代）	44.2%	42.2%	27.4%
主食・主菜・副菜を 1 日 2 回以上そろえて食べる人（40・50 歳代）	49.8%	48.0%	—
主食・主菜・副菜を 1 日 2 回以上そろえて食べる人（60 歳以上）	64.3%	65.0% ☺	—
朝食または夕食を家族と一緒に食べる 1 週間あたりの日数	週 5.8 日	週 6.0 日 ☺	—
地域や所属コミュニティでの食事会の機会があれば参加したいと思う人	30.6%	23.5%	30.8%
食べ残しや食品の廃棄に関して気をつけている人	92.4%	91.3%	—
地場農産物を購入意向を持って手に入れている人	76.8%	78.6% ☺	—
食品の安全性に不安を感じている人	71.8%	65.9% ☺	—
伝統的な料理や作法等を地域や次世代に伝えている人	31.4%	20.9%	50.4%

※1：H29 市民健康等意識調査（健康うつのみや 21）、 ※2：H28 学習内容定着度調査・学習と生活についてのアンケート

※3：R2 食育に関する意識調査（農林水産省）

※☺：H28 の値と比較して上昇した値

※ 令和元年度食育フェア開催時の来場者アンケートでは、今後新たに取組もうと思うことについて、「郷土料理や伝統料理を食べる・作る」、「宇都宮産の農産物を積極的に選択する」との回答が多かった。

◆ 課題

- ① 他の世代と比べ 20 歳代、30 歳代は朝食を毎日食べる人や主食・主菜・副菜をそろえて栄養バランスよく食べる人の割合が低い傾向にある。なお、この年齢層はよく噛んで食べる人も、低調である。
 - ⇒ 規則正しく、栄養バランスのとれた食生活の促進などについて、これらの世代にも興味を持ってもらい、子どもから高齢者まで生涯にわたって食を通じた市民一人ひとりの健康づくりが必要
- ② 地域や所属コミュニティでの食事に参加したい人の割合が国調査の割合と比べて低いことや、地場農産物を選択する人、食品の廃棄に関心を持つ人の割合が伸び悩んでいる。
 - ⇒ 多様な暮らしの中でも共食の促進や、地産地消の推進、食品ロスの抑制につながる取組を充実していくことが必要
- ③ 食品の安全性に不安を感じている人の割合は減少したものの、安全性の確保は食に関する公衆衛生の上で基本であり、目標に達しない状況である。また、郷土料理や伝統料理を継承する人の割合の減少が続いている。
 - ⇒ 食品の安全性に関する基礎的な知識や、郷土料理・伝統料理に関する文化の情報の発信が必要

第2章 食育の現状と課題

3 課題の総括

● 子どもから高齢者まで、生涯にわたって、

① 食を通して健康づくりを实践するためには、子どもの頃から規則正しい食生活の習慣を身につけ、栄養バランスのとれた食べ物を摂取することが重要であり、国が推進する「**自然に健康になれる食環境づくり**」や、心身の健康を支える食生活の促進など、市民が一人ひとりの健康を目指す環境づくりの必要がある。

「自然に健康になれる食環境」とは、健康づくりに関心がない市民においても、自然に（無意識に）健康に配慮された食が選択される環境である。

② 食の大切さ、楽しさ、文化を理解し、食や生活を楽しめる、豊かな心を育むためには、**食に対する意義や重要性を理解や関心を持ち、豊かな食や生活を楽しむ感謝の心を持つ**ことが重要であり、多様な暮らしに対応した共食や、食べ物を大切に作る心、産地や生産者を意識した食材選び、食品ロスを発生させない行動の啓発への取組が必要である。

③ 質が高く豊かな日本の食文化の継承のためには、**食品の安全性に関する基礎的な知識を理解**し、それを踏まえて自ら判断することや、郷土料理や伝統料理について興味をもち、**食文化への理解**を深めることが重要であり、食品の選び方や適切な調理・保管方法の啓発や、郷土料理や伝統料理を体験できる機会が必要である。

◀横断的な視点▶

◆ 感染症の流行下において「食育」の推進を図るためには、非対面・非接触型の事業を取り入れることが重要であり、積極的にICTを活用し、「**新たな日常**」とそれに対応する**デジタル技術を活用した食育**を推進する必要がある。

「新たな日常」とは、3密（密接、密閉、密集）回避、マスク着用などの基本的な感染防止対策に加え、オンライン、テレワークなどのデジタル技術の活用を図りながら、必要な社会経済活動を行っていく日常である。

◆ 子どもから高齢者まで、生涯を通じた「食育」を推進するためには、それぞれの世代にあった食習慣を身につけることが重要であり、**ライフステージに応じた事業手法や内容の工夫**をすることが必要である。

◀SDGsの観点▶

◆ 食育を推進することは、市民の健康な心身と豊かな人間性の育成だけではなく、SDGsの実現という観点からも取組を一層進める必要があり、**SDGsの観点**から相互に連携して総合的に推進する。

第3章 計画の基本方針 ・ 第4章 施策・事業の展開

【基本理念】 **すべての市民が生涯にわたり、自然に健康になれる食環境の中で、食に対する感謝と理解を深め、心身の健康と豊かな人間性を育みます。**

子どもから高齢者まで全世代の市民に対し、生涯を通じて、それぞれの世代に応じた取組を推進し、食品の製造・販売事業者等と連携して自然に健康になれる食環境づくりを推進する中で、食やそれに関わる人々への感謝と健全な食生活や食文化への理解を深めることで、市民の心身の健康と豊かな人間性を育むことを基本理念とします。

◀基本目標▶

3つの基本目標を掲げ、その達成に向け、構成事業について重点化・焦点化

【新】：新規計上事業、【拡】：拡充事業、◎：重点事業

基本目標	基本施策	成果指標	現状 R2	目標値 R8	主な事業	重	D	L
基本目標 1 食を通して市民一人ひとりの健康づくりを推進します	自然に健康になれる食環境づくりの推進	日頃から減塩に取り組んでいる人の割合	34.4%	45.0%以上	1 【新】自然に健康になれる食環境づくり協力店登録事業（減塩や野菜摂取促進に取り組む協力店舗の募集・登録）	◎		
		1日に必要な野菜摂取量を食べている人の割合	64.4%	75.0%以上	2 【新】自然に健康になれる食の情報発信事業（市民や食品の製造・販売事業者等への減塩や野菜摂取に関する情報提供）	◎	○	○
		朝ごはんを毎日食べる小学6年生の割合	89.4%	100.0%	3 【新】おうちごはん健康提供事業（スーパーマーケットや大学等との連携による健康的な中食の開発）	◎		
	健全な食生活に向けた環境づくりの推進	朝ごはんを毎日食べる20・30代の割合	63.9%	85.0%以上	4 食育フェアの実施（食育を啓発するイベントの開催や動画配信）			○
		食事をゆっくりとよく噛んで食べる人	41.0%	55.0%以上	5 児童・生徒に対する食に関する指導（給食や教科等における食に関する正しい知識や食習慣の指導）	◎	○	
		6 【拡】「新たな日常」に対応した食育出前講座（オンラインを活用した食育に関する講座の実施）			7 食育教室（調理・体験を通して食育を学ぶ教室の実施）	◎	○	○
栄養バランスのとれた食生活の推進	主食・主菜・副菜を1日2回以上そろえて食べる	20・30代の割合	42.2%	60.0%以上	8 【拡】職場における健全な食生活推進事業（地域・職域連携推進協議会による普及啓発）	◎	○	
		40・50代の割合	48.0%	65.0%以上	9 歯の健康教室（小学3年生へ歯・口腔の健康づくり講話やブラッシング指導）			
		60歳以上の割合	65.0%	80.0%以上	10 【拡】3歳児健康診査における栄養指導（3歳児や保護者への肥満や食生活に関する講話の実施）	◎		
				11 【拡】健康づくり栄養教室（働く世代や高齢者への食生活改善の講話・調理の実施）	◎		○	
				12 給食施設指導事業（適正な栄養管理に関する指導・情報提供）				
				13 食の自立支援事業（ひとり暮らし高齢者等への低栄養予防のための配食サービス）				
				14 介護予防教室における栄養改善普及啓発事業（高齢者の低栄養予防や筋力保持のための教室の実施）	◎		○	

基本目標	基本施策	成果指標	現状 R2	目標値 R8	主な事業	重	D	L
基本目標 2 食を通して豊かな心の醸成を図ります	多様な暮らしに対応する食育の推進	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる1週間あたりの日数	6.0日	7.0日	15 【拡】ワーク・ライフ・バランス推進事業（家族との共食を促進する講座等の実施）	◎		
		16 うつのみや版親学の推進事業（食育の情報提供による家庭における取組の支援）			17 【拡】青少年の居場所や子ども食堂への支援（居場所の拡充を図るための開設・運営経費や相談支援の実施）	◎		
	食に感謝し、地産地消を促進する食育の推進	食べ残しや食品の廃棄に関して気をつけている人の割合	91.3%	100.0%	18 親と子どもの居場所づくり事業（食事の準備・片付けを通じた共食機会の提供）	◎		
		地場農産物を購入意向を持って手に入れている人の割合	78.6%	85.0%以上	19 ひとり暮らし高齢者ふれあい会食事業（ひとり暮らし高齢者への共食機会の提供）			
					20 食品ロス削減推進事業（食品ロス削減への意識醸成・行動変革の周知啓発やフードドライブの実施）	◎		○
					21 「もったいない残しま10(てん!)」運動の実施（食材の使い切り、食べ切りを呼び掛ける運動の普及啓発）			
					22 【新】野菜摂取の促進と連携した地産地消の推進（地産地消推進店の認定や野菜摂取促進協力店舗におけるキャンペーンの実施等）	◎		
					23 小中学校における地産地消の取組の推進（食料生産、流通等に携わる人の活動に対する児童・生徒の理解促進）			○
					24 宇都宮産米消費拡大事業（1歳6ヶ月健診や小中学校入学時の宇都宮産米の配布）			

基本目標	基本施策	成果指標	現状 R2	目標値 R8	主な事業	重	D	L			
基本目標 3 食の安全性の確保や食文化継承などの食育活動を推進します	食の安全性に関する信頼を確保する取組の推進	食品の安全性に不安を感じている人の割合	65.9%	50.0%以下	25 【拡】「新たな日常」に対応した食に関する正しい知識の普及促進（ICTを活用した食中毒予防・食品表示などの知識の提供）	◎	○	○			
					26 市民・事業者へのリスクコミュニケーション推進事業（食の安全に関する意見交換会等の開催）			○			
					27 【拡】食の安全確保に向けた食品関係施設への監視指導（HACCP監視指導の実施）	◎					
					28 食品安全ウォッチャーによる市民参加型の食品表示調査（市民の食品表示に関する理解促進）						
	郷土料理や伝統料理等、優れた食文化の継承につながる食育の推進	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を受け継いでいる人のうち、それらの伝統を地域や次世代に伝えている人の割合	20.9%	50.0%以上	29 【拡】小中学校における食文化の学習の推進（給食の時間や「宇都宮学」等における理解促進）	◎	○				
					30 教育保育施設等における食文化の継承のための周知啓発（給食献立や保育活動で伝統料理等を紹介）						
					31 【新】伝統料理講習会の実施（年代に応じた調理実習、伝統料理の再発見の事業化）	◎	○	○			
					32 伝統文化フェスティバルにおける伝統食の周知啓発（イベントを通じた伝統食の紹介や体験教室実施）						

D：「新たな日常」に対応、L：ライフステージに応じた取組

◀横断的な視点▶ 基本目標を達成するため、横断的な視点を取り入れた事業を推進

視点	事業実施上の取組方針	対象事業
◆ 「新たな日常」とそれに対応するデジタル技術を活用した食育の推進	「新たな日常」とそれに対応する食育を推進するため、ICTを活用した非対面・非接触型の取組を対象事業に取り入れ、その結果や効果の検証・評価を行うなど、デジタル技術の活用を図る。 【食の情報提供における動画配信】、【食育フェアなどのイベントでのリアルタイム配信】、【オンライン出前講座や講習会の開催】	2, 4, 5, 6, 8, 23, 25, 26, 29, 31
◆ ライフステージに応じた取組の推進	生涯を通じて食育を総合的に推進するため、食に関する課題が異なる世代ごとに6つのライフステージに分け、対象事業において世代ごとに特徴的な取組・コンテンツを取り入れ、事業の結果や効果の検証・評価を行いながら、世代間の重点化・焦点化を図るとともに、生涯を通じた望ましい食習慣の維持と健康の増進を促進する。 【乳幼児期】食習慣等の基礎を築く 【中高校期】食習慣等を維持する 【壮年期】食を楽しむ、健康の維持・増進に努める 【小学校期】食習慣等を定着させる 【青年期】食を楽しむ、体力の維持・向上に努める 【高齢期】食を楽しむ、個々に応じた生活の質を維持・向上し、知恵を次代に伝える	2, 6, 7, 11, 14, 20, 25, 31

□は、新・拡事業

◀SDGsの観点▶

SDGsの観点から相互に連携して総合的に推進
 ◆目標2（飢餓） 1, 2, 3, 13, 14, 17, 18 ◆目標4（教育） 5, 9, 25, 29, 31
 ◆目標3（保健） 1, 2, 3, 11, 13, 14, 19 ◆目標12（持続可能な生産と消費） 20, 22, 23



第5章 計画の推進

■ 「家庭」を基本として、「保育園、幼稚園、学校」、「地域団体、ボランティア団体」、「生産者・食品関連事業者」、「企業」、「行政」が連携を強化しながら、地域社会全体で一体的な食育の取組を推進

■ 宇都宮市食育推進会議： 教育や医療等の関係団体や公募委員で構成される会議において、意見交換や情報交換等を実施し、連携の強化を図り市全体で食育を推進

■ 食育推進検討委員会： 庁内関係部署から構成され、関係部署が連携を図りながら施策事業を実施

○宇都宮市食育推進会議条例

平成18年 3 月24日

条例第14号

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第33条第1項の規定に基づき、宇都宮市食育推進会議（以下「食育推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 食育推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食育推進計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 食育推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

○宇都宮市食育推進会議規則

平成18年 3月24日

規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮市食育推進会議条例(平成18年条例第14号)第4条の規定に基づき、宇都宮市食育推進会議(以下「食育推進会議」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 食育の関係団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 食育推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

4 会長は、食育推進会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 食育推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 食育推進会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 食育推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(令3規則28・令3規則37・一部改正)

(関係人の出席)

第4条 食育推進会議は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料を求めることができる。

(会議の特例)

第4条の2 第3条第1項の規定にかかわらず、会長は、災害の発生、感染症のまん延の防止その他の理由により、会議を招集することが困難な場合その他やむを得ない理由があると認めるときは、議事の概要を記載した書面又は電磁

的記録(電子的方式, 磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を食育推進会議の各委員に回付し, 賛否を問い, 食育推進会議に代えることができる。

- 2 第3条第2項及び第3項並びに前条の規定は, 前項の場合について準用する。この場合において, 第3条第2項中「食育推進会議は」とあるのは「食育推進会議の審議は」と, 「出席しなければ開くことができない」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答しなければ, 成立しない」と, 同条第3項中「出席委員」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった委員」と, 前条中「関係人の出席を求め, その」とあるのは「関係人の書面又は電磁的記録による」と読み替えるものとする。

(令3規則37・追加)

(庶務)

第5条 食育推進会議の庶務は, 保健福祉部健康増進課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか, 食育推進会議の運営について必要な事項は, 会長が食育推進会議に諮って定める。

附 則

この規則は, 平成18年4月1日から施行する。

附 則(令和3年8月10日規則第28号)

この規則は, 公布の日から施行する。

附 則(令和3年12月21日規則第37号)

この規則は, 令和3年12月22日から施行する。

附属機関等の会議の公開に関する要領

1 目的

この要領は、市政に対する市民の理解と信頼を高めるため、附属機関等の会議の公開について必要な事項を定めることにより、その審議等の状況を市民に明らかにし、もって公正で開かれた市政を一層推進することを目的とする。

2 対象

この要領の対象は、すべての附属機関等（法律又は条例により設置される附属機関，規則又は要綱により設置される懇談会をいう。以下同じ。）の会議について適用する。

3 附属機関等の会議の公開基準

附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例の規定により当該会議が非公開とされているとき。
- (2) 当該会議において、宇都宮市情報公開条例（平成12年条例第1号）第7条各号に定める非公開情報に該当する情報について審議等を行うとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

4 公開又は非公開の決定

- (1) 附属機関等の会議の公開又は非公開は、前記3に定める附属機関等の会議の公開の基準（以下「公開基準」という。）に基づき、当該附属機関等がその会議等において決定するものとする。
- (2) 附属機関等は、全部又は一部の会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。
- (3) 市長は、附属機関等が会議を公開するかどうかについて、公開基準に沿って適切に対応することができるよう、必要な調整を行うものとする。

5 公開の方法

- (1) 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 附属機関等が会議を公開する場合は、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 附属機関等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

6 会議開催の周知

附属機関等の事務を担当する課、室、所等（以下「担当課等」という。）は、会議の開催に当たっては、公開又は非公開にかかわらず、当該会議開催日の2週間前までに、次の事項を記載した文書を本庁及び主要な出先機関並びに市のホームページに掲示するとともに、報道機関へ資料提供するものとする。ただし、法令、国又は県の指針等に別段の定めがある場合又は会議を緊急に開催する必要がある場合は、この限りでない。

- ア 会議の名称
- イ 開催日時
- ウ 場所
- エ 議題
- オ 会議の公開又は非公開の別
- カ 会議を非公開とする場合にあっては、その理由
- キ 傍聴者の定員
- ク 傍聴手続
- ケ その他必要な事項

7 会議録の作成

附属機関等は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

8 会議録の閲覧

附属機関等は、公開した会議の議事録及び会議資料について、その写しを一般の閲覧に供するものとする。

9 報告書の作成及び公表

会議の公開に関する状況を把握するため、行政経営部行政経営課長は、年度終了後速やかに必要な調査を実施の上、報告書を作成し、公表しなければならない。

10 適用期日

この要領は、平成12年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，令和5年4月1日から施行する。